

低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議 (第2回) 議事概要

5 日 時：平成22年11月12日（金）9：00～11：00

場 所：経済産業省17階国際会議室

出席委員：茅委員長、青木委員、岩沙委員代理（高橋）、柏木委員、坂本委員、崎田委員、櫻井委員、
中村委員、樋口委員、藤本委員代理（富田）、村上委員

10 ○冒頭、市村国土交通大臣政務官、樋高環境大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官より挨拶があった。

○事務局より、議題1「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」とりまとめ骨子（案）」について資料の説明があった。

○以下、各委員からの発言。

15

【坂本委員】

既存ストック対策の重要性にストック対策の重要性が書いてあり、補助、税制という支援が必要だとある。CO₂削減の2020年・30年の全体目標があるので、年次計画など恒久的な税制なり補助なりの支援策を強調するべきではないか。特別な法律をつくることも有力な方法で、地方活性化にもつながる。リフォームは、耐震改修のこともあり、リノベーションということでまちづくりにも非常に役立つ面があるので、もう少し中身を膨らませていただきたい。

20

【中村委員】

「地域性を考慮」のところで「気候風土に応じた」とある。気候風土は当然だが、さらに地域の材料や地域の技術も加えていただきたい。

25

再生可能エネルギーの熱利用に関することも非常に重要な問題である。特に地域の熱エネルギーが余っているものもたくさんあるし、排熱等もある。熱も含めた地域の熱エネルギーネットワークも重要だということも記載していただきたい。

30

ライフスタイルをどうやって変えるかということについては、コミュニティーの力が非常に大きいと考える。みんなで考え、みんなでこういう方向に進もうということを議論し進めていくということが、個人のエコ的なライフスタイルを進めていく非常に重要な観点ではないか。省エネに配慮したライフスタイルだけではなく、最終的には自分の家を改修する、あるいはもっといい方向に建てかえることが重要なので、そういうモチベーションにつながるための方法論にももう少し踏み込んでいただきたい。

35

地域の街区単位のエネルギーの有効利用が重要なところだが、さらに地域レベルでリサイクル型の循環型社会をつくるのが、エネルギーをみんなでうまく使っていくことに必要なのではないかと考える。

【崎田委員】

40

今回のまとめは、住み手にとってこれからかなり厳しくなるという時代の方向性が書いてあるわけだが、環境学習を広げているような私の立場にとっては、こういう明確な方向性が出てくることが大変重要だと思っている。省エネ家電を購入するだけではなく、住み方そのものが大事だということを、方向性で明確にさせていただくことが大事だと思う。

45

省エネ性能をきちんと守るということで、規制値を厳しく徹底していただく。その上で、どれだけ支援策とか税制優遇があるのか、それを取り入れる工務店も消費者にそういうことを徹底させるとその工務店の評価が上がるような相乗効果のある仕組みをつくっていただくことが大事ではないか。

50

既存の住宅展示場を体験学習の場としてきちんと機能させるなど、行政、地域のNPO、環境学習をしているNPOなどと連携しながら、新しい情報発信型の産業を起こしていくように、今回の大きな制度の変化の道筋をつくっていくのが大事なのではないか。

【樋口委員】

家電製品のトップランナー制度による高効率化、LED照明の普及による省エネ、次世代省エネによる空調負荷の削減、太陽熱ハイブリッド給湯機等による給湯負荷の削減、それとエネルギーの見える化、自然エネルギーによる省エネ、なおかつ、大体4人家族で年間に使う電気の使用量は平均すると7,000kWh。これを4,000kWh以下にすることが可能である。現在の発電効率は、太陽光の場合16%ぐらいだが、22%に効率アップすることによって、現在3kWの出力の太陽光発電システムと同じ面積で、4kWの出力の太陽光発電のシステムが可能になる。そうすると年間発電量が4,000kWまで上がる。これらを進めていくと、2020年までにはネット・ゼロ・エネルギー・ハウスができると見込める。

住宅建築だけではなくて、運輸や産業その他の分野も含めて総合的な取り組みが必要である。国土交通省と経済産業省と環境省と合同でやっているわけだから、日本としての新しいビジネスチャンスも構築できるのではないかと。ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの関心は非常に高い。これからの商品になり得ると思うし、それを普及していきたいと思っている。

【青木委員】

中小工務店に配慮いただいたことは非常にありがたい。ようやく我々のほうに目が向けられた。耐震、省エネルギー、バリアフリーという性能アップの改修が始まってきたが、性能アップのリフォームについて我々はビジネスモデルができていない。

人材の育成とあるが、人材の育成は2つある。技術を習得して顧客・消費者に伝えたり、現場に伝えるという方法と、技能者育成である。新築の場合はプレカット等で機械化が進んでいるが、既存の在来工法を改修するには、技能者である大工の出番となる。現在、何とか大工は足りているが、省エネ化を本格的に進めると圧倒的に足りなくなることが予想される。在来工法は、それを手掛けた大工がやると効率が上がる実態がある。そここのところの人材育成についても配慮されているので非常にありがたい。

具体的には技術講習をお願いしたい。今年、IBECで省エネルギーのガイドラインのマニュアルができたので、これを耐震と同じように位置づけて、少なくとも技術のレベルをまず習得して、それに合わせて改修していくという方向に行こうと思っている。今年から講習を始め、実務者を育てるところをやらなければいけない。

【柏木委員】

3点申し上げたい。1つ目はストックのグリーン化。義務化の対象は新築の住宅・建築物ということで、ストックに関しては触れていないが、例えば新築で大型のビルを建てるときに、いかに周りにあるストックの中小ビルを巻き込むか。特に大型のビルに関しては、新築への義務化をかけるときに、周りの中小ビルを巻き込んだ形でエネルギーマネジメントシステムなどを入れていくことによって、ストックのグリーン化ができていくのではないかと。

2つ目は、省エネ基準や再生可能エネルギー導入とかを義務化していく際に、認証をどうするかは極めて重要である。国内外の商品を問わず、国内の建物・住宅が安心して省エネ、総エネになる形での認証をきちんとやっておかないと、国内法のメリットが少なくなる。雇用促進するとか産業構造に極めて大きな影響を及ぼすとかいうことも含めて、認証をきちんとしていくことが義務化とあわせて大事なことになる。

3つ目は熱の有効性。電力は比較的計測しやすいし対応しやすいと思うが、太陽熱だとか熱の重要性は極めて重要になってきている。特に都市部などでは、ごみ焼却炉の排熱をうまく使うとか、排熱パイプラインを整備すること等が重要である。面的利用ということになると、規制改革と一体として考えなければいけない。義務化に合わせて規制改革をどういうふうにするかが、熱の利用も含めて極めて重要である。規制改革は緩和と強化がある。強化は補助金とのセットで、義務化はどちらかというと強化になり、補助金あるいは技術開発とのポリシーミックスになる。民間の新しいビジネスモデルが出て来るということになると、これを合わせた形でのポリシーミックスというのが極めて重要になってくる。その観点が少し抜けているような気がする。

【村上委員】

2点申し上げたい。1つ目は、民生部門におけるエネルギー需給の変化というか革命ということで、再生可能エネルギーが大量導入されると、今まで受動的だった消費者が能動的になる。エネルギー事業者が一方的に価格を決めたのに対して、これからは消費者が参加できるシステムになる。

それを支えるのが情報化技術で、スマートグリッドをベースにしたものである。建築とか住宅側ではスマートメーターとかスマートハウスとかスマートビルとか、あるいはHEMS、BEMS、CEMSとかがある。消費者の能動的参加ということをつけ加えてもよいのではないかと。

2つ目は、「2020～30年に目指すべき住まいと住まい方」という将来ビジョンを書いているが、十分な想像力を持ったスタンスでビジョンを描いてほしい。民生用エネルギーは遅々として進まないで、関係者は内心は多少絶望的だった。現状に固執して将来を予測すると、なかなかダイナミックなビジョンを描けない。何でも規制すればいいというわけではないが、規制のほかにも経済的支援、あるいは情報提供、情報発信とか3つぐらい大きな手法があるが、それらを組み合わせて想像力をもって将来ビジョンを描いていただきたい。これは住まいと住まい方という委員会なので、将来の住まい方はこうあるべきだということを、あまり現状にとらわれない形で描いていただけたらありがたい。

【櫻井委員】

全体について何点か申し上げたい。まず1つは、この会議の話題ではないが、会議の前提になっている25%削減目標がやや心配である。政権自体も必ずしも安定性がないところで、行政の継続性が保たれるのかということ。CO₂の削減という人間の寿命を超えたような大きなスパンで考えなくてはいけない話になると継続性が重要で、客観的なデータに基づいた確実な根拠をもって政策をセットしていかないとできない。客観的なデータがきちんとあることを確認させていただきたい。それがあって初めて成り立つ議論かと思う。

私は法律が専門なので、規制をする場合にどういう考え方でいくのかということが大事だと思う。CO₂の削減、地球温暖化防止の観点から規制をかけていくというのは、どういう類型に入ってくるのかという点については、あまり整理されていないと思う。従来の、例えば公害規制みたいな議論であると、これは消極規制なので、害悪の発生を防止するというで、きっちりとした非常に古典的で近代的な法制度がある。それに対して環境政策は、もう少し良好な環境をつくっていくというタイプのもので、害悪の発生を防止するのではなく積極的な政策的創造の世界に入ってくるので、緩い形でいろいろな手法があり、両方にまたがっている。積極的な規制と消極的な規制の両側にまたがるような領域だとすると、両方にらんだ形で最終的に法制度をセットしていかないといけないので、そういう観点はあまり出ていないのではないかと。

義務化の基準について言えば、建築基準法上の義務と、環境分野における義務というのは、おそらくランクが違う。ここで言っている義務化は、どのぐらいの強度の義務なのか。抽象的な義務というのはあり得るが、大した義務ではないので、その辺をどうするのか。この文章自体が「規制を受ける国民の痛み」とか「厳しい財産権の制約」というふうに言っているが、本当にそういう話なのか。本当にそういう話だとすると、これは大変なことで、きっちりとした最終的な法律の規制のセットの仕方を考えないといけない。

ついでに言うと、「地域性を考慮」というのはあり得る議論だと思うが、そうだとすると環境関係の条例がどのような位置づけになるのかが問題になる。環境領域というのは国の法律、条例の関係が非常に緩い。そこは、国交省所管とは違う。条例も委任条例でやるのか独自条例でやるのかというあたりも考えないといけないし、義務の強度も関連してくる。理論的にきちんと整理しておく必要があるだろう。

既存ストック対策の重要性はそのとおりだが、建築の話で既存不適格をどうするのかということになると難しい問題がある。構造的なところで転換するつもりがあるのか、ないのかということと、先ほど言った規制根拠の問題と絡んでくる。

快適性、健康性、知的生産性の話が出ているが、ここが規制根拠にかかわってくる議論になる。ここで言っている快適性、健康性という話が定性的な話ではなくて、どのようなロジックでCO₂削減の政策を打ち出す際の実質的な根拠になるのかということ、もう少し具体的に説明すべきである。

省エネ住宅をつくるときに、最終的に何で担保しようとしているのか、担保しないで誘導にとどめるのかということ、歩留まりをある程度イメージして持っておかないとまずいのではないかと。最終的に本当にきつくやるとしたら、建築確認に乘せるのか乗せないのかということもあるし、都市計画も絡むのか、建築基準法の枠内でやるのかどうかということもある。全体として言うと、経産省の政策と環境省の政策と国交省の政策の中の住宅政策と建築政策のところで、建築行政のところが1つだけ異質でかつかつちりしている。極めて近代的な仕組みになっているので、そこが質的に違っていると、そこを架橋するのかわからないのかということ、非常に気になる。まずは省エネ義務化と

というのが、本当にできるのかどうかについて、体制と理屈と法律の関係が現実的なものとして見えてこない。

【岩沙委員代理（高橋）】

5 2点申し上げたい。1つ目は、個々の建築物等の環境性能の向上は、不動産業界でもコスト面あるいは技術面での検討を進めているが、個々の建築物の環境性能向上に加えて、周辺地域を巻き込んだ面的な取り組みも必要となると思う。個々の大規模建築物だけではなくて、環境機能の向上という面からも、既成市街地の再生といった面整備の重要性が大事になるので、業界としてもそういう取り組みを進めていきたいと思う。

10 2つ目は、環境に関する意識は大変高まっているというデータがある一方で、消費者は行動するに当たって、コストとかいろいろな面で、環境意識の向上ほど環境機能の評価する購買という行動がとれないということである。それに対しては、インセンティブが必要だろうと思う。事業者に対する助成も必要だし、消費者に対して具体的に目に見える形でのインセンティブを提示することが、消費者行動につながっていくと思う。国民の理解と協力を得るためには、インセンティブを掲げ提示していくことが行政の大きな役割だと期待しているので、その辺をぜひ強調してほしい。

【藤本委員代理（富田）】

インセンティブの話が出たが、建物の新築あるいはストックの改修という意味でエコポイントが大変効果が出ている。業界としては来年度もエコポイントを継続することで、頑張っていただきたいし、政府の努力を評価している。

20 省エネ義務化の話が俎上にのぼって、検討が始まってきたことを大変評価している。具体的な義務化の方向性なり内容なりについて検討が進んでいくことを希望している。同時に、最低基準ではなく高い目標の性能を設定し、次世代基準にかわる新しい基準をつくることも重要である。

25 産業界は、具体的な目標が提示されればそれに向けて努力していく。新製品の開発や対応に一所懸命取り組むので、ぜひ高い目標水準、誘導水準みたいなものをあわせて設定していただきたい。

【中村委員】

2点提案したい。1つは真のエコ化の話。住まいに関する補助金は、エコ化を進める政策としてほしい。エコ化の性能を持つことはベースとしての基本性能でありプラスされる性能ではないと思っているので、補助金を与えるときには、エコ化が原則であるというふうに考えていただきたい。一方、補助金から交付金へという流れも生まれてきており、自治体の意識が高まらないとそれ以上のエコ化は無理であるとも思っている。

30 もう一つ。低炭素社会を実現するためのことを研究しているが、都市の性能、例えば緑化をするとか水系化をするとか、田園の水田をきちっと守って涼冷な空気環境をつくるとかいうことは非常に重要である。人口が減少していく中で、インフラをどこまできちんと整備できるかという問題もある。都市の構造とか、どういう都市をつくるのかといった構想がないままに、補助金が住宅だけに使われているという問題もある。都市の性能をよくしていくということにもっと力を注ぎ、例えば2050年の都市はどうしたらいいのかということに対するビジョンをつくり上げていただきたいと思う。

40

【橋本住宅生産課長】

45 櫻井委員の質問で、義務化はどういうことを考えているのかということであるが、念頭に置いているのは、バリフリ法のように別の法律で規制、基準を定めて、建築確認で確認対象法令としてチェックをするものである。基本的に基準を満たさないものについては建築確認が下りないという、ある意味では一番厳しい規制の導入を念頭に置いている。

建築規制を担当する立場として、地震が起きて住んでいる人が死ぬことと、50年後に私たちの子孫が被害を受けることを同等に扱えるかどうかという法律的な議論は、別途私どもがクリアしなければいけないと思っている。その点については、さらに詰めていく必要があると考えている。

50 【高見省エネルギー対策課長】

国全体の低炭素化なり省エネルギーの対策は、本分野だけではなく全体を進めていく必要があると思っている。

ストック対策の必要性についての指摘については、IT技術を使った、もしくは中小ビルなどを

うまく巻き込む形でのエナジーマネジメントシステムのイメージを持っている。現にBEMSがあるが、中小ビルにそういうものはコストも含めてなかなか広まらない。システムの標準化も含めて、中小ビルも対象にするようなエナジーマネジメントを低コスト的なものにできないか検討しているところである。

- 5 熱の有効性のところも指摘のとおりで、いかに再生利用熱を使っていくか、その際に様々な側面で何が出来るのかを検討しているところである。

【高橋地球温暖化対策課長】

- 10 2点補足する。環境コンシェルジュについては、各家庭の排出量の内訳と、どこに削減ポテンシャルがあるかということが判断できるようなソフトを製作しており、それを使って個別の家庭を診断し、どのぐらい省エネが進んでいるか、あるいはどこに削減余地があるか、具体的にどういう対策があって、それにどういう支援措置、実体があるかということを知りやすくアドバイスする環境コンシェルジュを、今年試行的に全国3,000世帯ほどでやっている。それを踏まえて来年度から展開していきたいと思っている。

- 15 温暖化対策基本法案を国会に提出しているがその中で、2020年については前提条件つきで25%、2050年については80%削減という目標を書いている。国際交渉の状況を見ながら、25%の具体的な中身についてはこれからきちんとしたものをつくっていく必要があると思っている。2050年の80%削減については、サミットでも2050年までに先進国としては世界でまず半減し、その中で先進国については80%以上の削減を目指そうということは合意しており、具体的な数字として国際的なコンセンサスはできてきている。

○事務局より、議題2「住宅・建築物の省エネ基準の適合義務化に関する検討会」の検討状況報告について資料の説明があった。

- 25 ○以下、各委員からの発言。

【崎田委員】

- 30 省エネ基準適合義務化の方向性で、義務化の対象として新築だけで既築建築物については対象としないとするが、既築建築物を対象としないと、社会全体像でCO₂削減を達成するのに時間がかかる感じがする。この辺に踏み込むというのは難しいのか。どのように考えているのか

【橋本住宅生産課長】

- 35 日本で今5千数百万戸の住宅があって、年間建つのが仮に100万戸としても、新築だけで全部やろうと思うと50年かかる。既存対策については別途、もっとスピード感を持ってやる必要がある。ただ、今建っているビルがすべて基準に合わないから、例えば何年以内に改修しなさいという規制をかけることは現実的ではないと思っている。既存のストック改修については支援、いわゆる誘導でスピード感を上げてやっていく必要があると思う。新築だけ規制をかけたらずべて終わりということではない。

40 【村上委員】

既存建築はなかなか法律では踏み込めないが、例えば照明器具だけ取りかえてもらうとか、ごく限定的にすれば、規制をかけることは可能かと思う。

【櫻井委員】

- 45 省エネ基準適合義務化をして、それを建築確認で関連法令として見るというのは、国レベルでの権限の連結となる。建築確認は過重負担になり過ぎていることがあって、民間がやるものと建築主事がやるものに分けられている。民間でやっていくこととしては適合性があると思う。

- 50 地域で判断させる場合に、条例でどういうふうの実効性を確保するかが法の欠落部分である。その一つの有効策が権限の連結と言って、関係している法律で別個の法律を関連づけることになる。例えば、違反建築物に対して水道をとめるということが過去にあった。憲法論としては、一定の基準を設定した上で法律を関連づけて実効性確保の手段に使うというのは今日的な課題で、憲法に違反しない限度でつくることができる。これは条例でできないので、例えば水道法を改正しないといけないし、あるいは固定資産税の中に少しプラスアルファするなんてことになれば、総務省に入っ

てもらわないといけない。そこまで連携できなければ、経産省とか環境省の所管の法律で何か適当な合理的なものを見つけて、連携して権限を連結した法律をつくっていただくと、条例で自治体が自主的に判断できるような道を開くことができるのではないかと思います。ぜひ検討いただきたい。

5 **【茅委員長】**

ストックに全く手をつけないように見える書き方は抵抗がある。将来を考えるとストックに対して変化がなければいけない。結局は、ほかのところで対応するしかないと思うが、今のいろいろな意見を参考に、既存建物についての取り扱いをぜひ今後考えていただきたい。

10 **【中村委員】**

支援策等の「政府等において」と書いてあるところで、省エネ評価手法に関することだけと読めるが、政府や自治体が行う公共公営住宅あるいは公営の福祉施設等に関するところの率先実行を、もっとしっかりと書いていただけたらと思う。

15

○事務局より、次回の会議は年度内を目処に開催すると連絡があった。

— 了 —